

教員養成セミナー2020年5月号  
動画講義

12カ月完成  
教職・一般教養  
パワーアップノート

◆第8回◆教育法規②

学校教育に関する法規1

講師：植竹 丘（共栄大学）

## 1 学校保健安全法（保健室・健康診断・出席停止）（神奈川県 2019年）

次の各文は、学校保健安全法の条文からの抜粋である。（ ）に当てはまるものの組合せとして正しいものを選べ。

第7条 学校には、健康診断、健康相談、（ ① ）、救急処置その他の保健に関する措置を行うため、保健室を設けるものとする。

第13条 学校においては、毎学年（ ② ）、児童生徒等（通信による教育を受ける学生を除く。）の健康診断を行わなければならない。

第19条 （ ③ ）は、感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。

- |     |        |        |          |
|-----|--------|--------|----------|
| (1) | ① 保健指導 | ② 定期的に | ③ 校長     |
| (2) | ① 保健指導 | ② 一回   | ③ 学校の設置者 |
| (3) | ① 健康教育 | ② 定期的に | ③ 校長     |
| (4) | ① 保健指導 | ② 定期的に | ③ 学校の設置者 |
| (5) | ① 健康教育 | ② 一回   | ③ 学校の設置者 |

◆解答 (1)

## 2 学校保健安全法（学校保健に関する規定）（岐阜県 2019年一部改題）

次の各文は学校保健安全法について述べたものである。正しいものの組合せを選べ。

- ① 学校においては、児童生徒等の身体の健康に関し、健康相談を行うものとする。
- ② 学校においては、救急処置、健康相談又は保健指導を行うに当たっては、必要に応じ、全国の医療機関その他の関係機関との連携を図るよう努めるものとする。
- ③ 学校の設置者は、毎学年定期的に、学校の職員の健康診断を行わなければならない。
- ④ 学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる。
- ⑤ 学校には、学校医を置くよう努めるものとする。

(1) ①・②    (2) ①・③    (3) ②・⑤    (4) ③・④    (5) ④・⑤

◆解答 (4)

# 健康診断

## ▶ 就学時健康診断（学校保健安全法第11条）

- **市**（特別区を含む。以下同じ。）**町村の教育委員会**は、学校教育法第十七条第一項の規定により翌学年の初めから同項に規定する学校に就学させるべき者で、当該市町村の区域内に住所を有するものの就学にあつて、その健康診断を行わなければならない。

## ▶ 在学中の健康診断（学校保健安全法第13条第1項）

- **学校**においては、**毎学年定期に**、児童生徒等（通信による教育を受ける学生を除く。）の健康診断を行わなければならない。

## ▶ 職員の健康診断（学校保健安全法第15条第1項）

- **学校の設置者**は、**毎学年定期に**、学校の職員の健康診断を行わなければならない。

## 3つの健康診断と実施主体

健康診断の種類	根拠法令 (学校保健安全法)	実施主体
就学時健康診断	第11条	市町村教育委員会 →「就学事務」
在学中の健康診断	第13条第1項	各学校
職員の健康診断	第15条第1項	学校の設置者

# 感染症

## ▶ 学校保健安全法第19条

- **校長**は、感染症にかかっているか、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。

## ▶ 学校保健安全法第20条

- **学校の設置者**は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる。

### 3 学校保健安全法（危険等発生時対処要領の作成等）（宮城県 2019年）

次の文は危険等発生時対処要領の作成等に関する学校保健安全法の内容である。（ ）に入る語句の組合せとして正しいものを選び。

学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、（ ① ）に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領を作成するものとする。（ ② ）は、その要領を職員に対して周知して、訓練の実施その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。学校においては、事故等により児童生徒等に危害が生じた場合において、当該児童生徒等及び当該事故等により（ ③ ）その他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行うものとする。

- |     |           |        |         |
|-----|-----------|--------|---------|
| (1) | ① 当該地域の要望 | ② 校長   | ③ 慢性疾患  |
| (2) | ① 当該地域の要望 | ② 防災主任 | ③ 心理的外傷 |
| (3) | ① 当該学校の実情 | ② 防災主任 | ③ 慢性疾患  |
| (4) | ① 当該学校の実情 | ② 校長   | ③ 心理的外傷 |

◆解答 (4)

# 危険等発生時対処要領

## ▶ 学校保健安全法第29条

- 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、**当該学校の実情**に応じて、**危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領**（次項において「危険等発生時対処要領」という。）を作成するものとする。
- 2 **校長**は、危険等発生時対処要領の職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 学校においては、事故等により児童生徒等に危害が生じた場合において、当該児童生徒等及び当該事故等により**心理的外傷**その他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者の**心身**の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な**支援**を行うものとする。この場合においては、第十条の規定を準用する。



## 4 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令(宮城県 2019年)

次の各文は「学校の管理下」について述べたものである。独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令に示す「学校の管理下の範囲」としてあてはまらないものを選べ。

- (1) 児童生徒等が通常の経路及び方法により通学する場合
- (2) 児童生徒等が学校の教育計画に基づいて行われる課外指導を受けている場合
- (3) 児童生徒等が、法令の規定により学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合
- (4) 児童生徒等が学校の敷地内で、任意で所属する地域のクラブチーム等の活動をしている場合

◆解答 (4)

# 「学校の管理下」

## ▶ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令第5条第2項

- 前項第一号，第二号及び第四号において「**学校の管理下**」とは，次に掲げる場合をいう。
  - 一 児童生徒等が，法令の規定により学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合
  - 二 児童生徒等が学校の教育計画に基づいて行われる課外指導を受けている場合
  - 三 前二号に掲げる場合のほか，児童生徒等が休憩時間中に学校にある場合その他校長の指示又は承認に基づいて学校にある場合
  - 四 **児童生徒等が通常の経路及び方法により通学する場合**
  - 五 前各号に掲げる場合のほか，これらの場合に準ずる場合として文部科学省令で定める場合

## 5 学校保健安全法（国及び地方公共団体の責務）（石川県 2019年）

次の文は学校保健安全法からの抜粋である。（ ）に当てはまる語句の組合せとして正しいものを選び。

第3条 国は、各学校における安全に係る取組を総合的かつ（（1））に推進するため、学校安全の推進に関する（（2））その他所要の措置を講ずるものとする。

- ① (1)合理的 (2)財政上の措置      ② (1)合理的 (2)計画の策定  
③ (1)効果的 (2)財政上の措置      ④ (1)効果的 (2)計画の策定

◆解答 ④

# 「学校安全の推進に関する計画」と 「学校安全計画」

## ▶ 学校保健安全法第3条

- 国及び地方公共団体は、相互に連携を図り、各学校において保健及び安全に係る取組が**確実かつ効果的**に実施されるようにするため、学校における保健及び安全に関する最新の知見及び事例を踏まえつつ、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。
- 2 国は、各学校における安全に係る取組を**総合的かつ効果的**に推進するため、**学校安全の推進に関する計画**の策定その他所要の措置を講ずるものとする。
- 3 地方公共団体は、国が講ずる前項の措置に準じた措置を講ずるように努めなければならない。

## ▶ 学校保健安全法第27条

- 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

教員養成セミナー2020年5月号  
動画講義

12カ月完成  
教職・一般教養  
パワーアップノート

◆第8回◆教育法規②  
学校教育に関する法規2

講師：植竹 丘（共栄大学）

## 1 学校教育法施行規則（学校評価）（大分県 2018年）

次の各文は学校教育法施行規則の一部である。（ ）に入る語句の正しい組合せを選べ。

第49条 小学校には、設置者の定めるところにより、学校（ ① ）を置くことができる。

2 学校（ ① ）は、校長の求めに応じ、（ ② ）に関し意見を述べることができる。

3 学校（ ① ）は、当該小学校の職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有するものの中から、校長の推薦により、当該小学校の設置者が委嘱する。

第66条 小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、（ ③ ）評価を行い、その結果を公表するものとする。

第67条 小学校は、前条第1項の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の当該小学校の関係者（当該小学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

第68条 小学校は、第66条第1項の規定による評価の結果及び前条の規定により評価を行った場合はその結果を、当該小学校の（ ④ ）に報告するものとする。

第79条 第41条から第49条まで、第50条第2項、第54条から第68条までの規定は、中学校に準用する。（略）

- |            |        |          |       |
|------------|--------|----------|-------|
| (1) ① 評価委員 | ② 学校運営 | ③ 自ら     | ④ 設置者 |
| (2) ① 評議員  | ② 学校運営 | ③ 自ら     | ④ 設置者 |
| (3) ① 評価委員 | ② 教育方針 | ③ 設置者による | ④ 保護者 |
| (4) ① 評議員  | ② 学校運営 | ③ 設置者による | ④ 設置者 |
| (5) ① 評議員  | ② 教育方針 | ③ 設置者による | ④ 保護者 |

◆解答 (2)

# 学校評議員・学校運営協議会

## 学校評議員

## 学校運営協議会

学校教育法施行規則第49条

根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5

- ・設置者の判断により学校に置く
- ・人数や任期は設置者が定める

設置

- ・教育委員会は、学校運営協議会を置くように努めなければならない

- ・校長の求めに応じ、**校長が行う学校運営に関し意見を述べる**ことができる

権限

- ・**校長の作成する学校運営の基本的な方針を承認する権限**
- ・当該学校の教職員の任用に関し意見を述べる権限

- ・校長の推薦により設置者が委嘱
- ・**当該学校の教職員以外**に委嘱

委嘱  
・任命

- ・**保護者や地域住民等**の中から地方公共団体の教委が任命する

# 学校評価

## ▶ 学校教育法第42条

- 小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の**学校運営**の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。

## ▶ 学校教育法施行規則第66条

- 小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、**自ら**評価を行い、その結果を公表するものとする。
- 2 前項の評価を行うに当たっては、小学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。

## ▶ 学校教育法施行規則第67条

- 小学校は、前条第1項の規定による評価の結果を踏まえた**当該小学校の児童の保護者その他の当該小学校の関係者**（当該小学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。



# 学校評価

種類	根拠法令	内容・主体	
自己評価	学校教育法施行規則 第66条	学校の教職員による評価	義務
学校関係者評価	学校教育法施行規則 第67条	保護者・地域住民によっ て構成された学校関係者 評価委員会が、自己評価 の結果について行う評価	努力義務
第三者評価	なし	外部専門家等による評価	任意

## 2 公立学校の学期や休業日の規定（東京都 2019年）

公立学校の学期や休業日等に関する記述として、適切なものを選べ。

- (1) 授業終始の時刻は、季節、通学距離、交通事情等を考慮して、学校の設置者が適切に定めなければならない。
- (2) 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。ただし、高等学校において修業年限が3年を超える定時制の課程を置く場合、その最終の学年は8月31日に終わることができる。
- (3) 学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部を休業することができる。ただし、学校の一部を休業することはできない。
- (4) 学校における休業日は、「国民の祝日」、「日曜日及び土曜日」、「地方公共団体の長が定める日」と定められている。
- (5) 校長は、非常変災その他急迫の事情があり、臨時に授業を行わない措置をとった場合には、この旨を当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会に報告しなければならない。

◆解答 (5)

# 学校の休業日

## ▶ 学校教育法施行規則第61条

- 公立小学校における休業日は、次のとおりとする。ただし、第三号に掲げる日を除き、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会（公立大学法人の設置する小学校にあつては、当該公立大学法人の理事長。第三号において同じ。）が必要と認める場合は、この限りでない。
  - 一 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日
  - 二 日曜日及び土曜日
  - 三 学校教育法施行令第29条第1項の規定により教育委員会が定める日

# 学期・授業開始時刻の決定と学年

## ▶ 学期・休業日の決定権（学校教育法施行令第29条）

- 公立の学校（大学を除く。）の学期並びに夏季，冬季，学年末，農繁期等における休業日又は家庭及び地域における体験的な学習活動その他の学習活動のための休業日（次項においては「体験的学習活動休業日」という。）は，**市町村又は都道府県の設置する学校にあつては当該市町村又は都道府県の教育委員会**が，公立大学法人の設置する高等専門学校にあつては当該公立大学法人の理事長が定める。

## ▶ 授業開始時刻の決定権（学校教育法施行規則第60条）

- 授業終始の時刻は，**校長**が定める。

## 学期・授業開始時刻の決定と学年 (cont.)

決定権限の違い (公立学校)

事項	決定権限
教科・科目ごとの標準授業時数	文部科学大臣
学期及び長期休業日	設置者 (市町村又は都道府県) の教育委員会
授業終始の時刻	校長

### 3 就学に関する法令 (東京都 2019年)

公立学校の就学に関する記述として、適切なものを選び。

- (1) 保護者は、子の満7歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満13歳に達した日の属する学年の終わりまで、子を小学校等に就学させる義務を負う。
- (2) 学齢児童又は学齢生徒で、病弱や発育不完全のため、就学困難と認められる者の保護者に対しては、地方公共団体の長は、就学させる義務を猶予又は免除することができる。
- (3) 経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、国は必要な援助を与えなければならない。
- (4) 区市町村教育委員会は、当該区市町村の住民基本台帳に基づいて、区域内に住所を有する学齢児童及び学齢生徒について、学齢簿を編製しなければならない。
- (5) 保護者は、区市町村教育委員会が指定した小学校、中学校等への就学を変更する場合、速やかに変更以前の学校の校長に対し、子が入学しない旨を届け出なければならない。

◆解答 (4)

# 小学校等に就学させる義務

## ▶ 学校教育法第17条第1・2項

- 保護者は、子の満六歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満十二歳に達した日の属する学年の終わりまで、これを小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学させる義務を負う。ただし、子が、満十二歳に達した日の属する学年の終わりまでに小学校の課程、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の課程を修了しないときは、満十五歳に達した日の属する学年の終わり（それまでの間においてこれらの課程を修了したときは、その修了した日の属する学年の終わり）までとする。
- 2 保護者は、子が小学校の課程、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の課程を修了した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満十五歳に達した日の属する学年の終わりまで、これを中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に就学させる義務を負う。

# 就学義務の猶予・免除

## ▶ 学校教育法第18条

- 前条第一項又は第二項の規定によつて、保護者が就学させなければならない子（以下それぞれ「学齡児童」又は「学齡生徒」という。）で、**病弱、発育不完全その他やむを得ない事由**のため、就学困難と認められる者の保護者に対しては、**市町村の教育委員会**は、文部科学大臣の定めるところにより、同条第一項又は第二項の義務を猶予又は免除することができる。

## ▶ 学校教育法施行規則第34条

- 学齡児童又は学齡生徒で、学校教育法第18条に掲げる事由があるときは、その保護者は、就学義務の猶予又は免除を**市町村の教育委員会**に願い出なければならない。この場合においては、当該市町村の教育委員会の指定する医師その他の者の証明書等その事由を証するに足る書類を添えなければならない。



## 経済的理由による「しゅうがく」困難

### ▶ 教育基本法第4条第3項

- **国及び地方公共団体**は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって**修学**が困難な者に対して、**奨学の措置**を講じなければならない。

### ▶ 学校教育法第19条

- 経済的理由によつて、**就学**困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、**市町村**は、**必要な援助**を与えなければならない。

## 4 学校教育法・同施行規則（学校設備等）（奈良県 2019年）

次の各文は、「学校教育法（昭和22年法律第26号）」、及び「学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）」の条文の一部である。下線部について、誤っているものを2つ選んだときの正しい組合せを選べ。

### 学校教育法

第3条 学校を設置しようとする者は、学校の種類に応じ、文部科学大臣の定める設備、編制その他に関する設置基準に従い、これを設置しなければならない。

第12条 学校においては、別に法律で定めるところにより、幼児、児童、生徒及び学生並びに職員の健康の保持増進を図るため、健康診断を行い、その他その保健に必要な措置を講じなければならない。

### 学校教育法施行規則

第1条 学校には、その学校の目的を実現するために必要な校地、教室、校具、運動場、図書館又は図書室、保健室その他の設備を設けなければならない。

第24条2 校長は、児童等が進学した場合においては、その作成に係る当該児童等の出席簿の抄本又は写しを作成し、これを進学先の校長に送付しなければならない。

第26条 校長及び教員が児童等に懲戒を加えるに当つては、児童等の心身の発達に应ずる等教育上必要な配慮をしなければならない。

- (1) a・b    (2) a・d    (3) b・e    (4) c・d    (5) c・e    (6) d・e

◆解答 (4)

# 学校に備えるべき表簿

## ▶ 指導要録（学校教育法施行規則第24条第1項）

- 校長は、その学校に在学する児童等の指導要録（学校教育法施行令第31条に規定する児童等の学習及び健康の状況を記録した書類の原本をいう。以下同じ。）を作成しなければならない。

## ▶ 出席簿（学校教育法施行規則第25条）

- 校長（学長を除く。）は、当該学校に在学する児童等について出席簿を作成しなければならない。

## ▶ 健康診断票（学校保健安全法施行規則第8条）

- 学校においては、法第13条第1項の健康診断を行つたときは、児童生徒等の健康診断票を作成しなければならない。

# 進学・転学等の際の取り扱い

- ▶ ①指導要録（学校教育法施行規則第24条第2，3項）
  - ▶ 2 校長は，児童等が進学した場合においては，その作成に係る当該児童等の指導要録の**抄本又は写し**を作成し，これを進学先の校長に送付しなければならない。
  - ▶ 3 校長は，児童等が転学した場合においては，その作成に係る当該児童等の指導要録の写しを作成し，その**写し**（転学してきた児童等については転学により送付を受けた指導要録（略）の写しを含む。）及び前項の**抄本又は写し**を転学先の校長，保育所の長又は認定こども園の長に送付しなければならない。
- ▶ ②健康診断票（学校保健安全法施行規則第8条第2，3項）
  - ▶ 2 校長は，児童又は生徒が進学した場合においては，その作成に係る当該児童又は生徒の**健康診断票**を進学先の校長に送付しなければならない。
  - ▶ 3 校長は，児童生徒等が転学した場合においては，その作成に係る当該児童生徒等の**健康診断票**を転学先の校長，保育所の長又は認定こども園の長に送付しなければならない。

教員養成セミナー2020年5月号  
動画講義

12カ月完成  
教職・一般教養  
パワーアップノート

◆第8回◆教育法規②

学校教育に関する法規・番外編

講師：植竹 丘（共栄大学）

# 2020年冬に日本で起きていること

- ▶ 新型コロナウイルスの感染拡大
- ▶ 1月28日：新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令
- ▶ 2月25日：「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」決定
  - 「4（3）イ）②学校等における感染対策の方針の提示及び学校等の臨時休業等の適切な実施に関して都道府県等から設置者等に要請する。」
- ▶ 2月26日：内閣総理大臣がスポーツ・文化イベントの自粛を要請
- ▶ 2月27日：内閣総理大臣が全国小中高の臨時休校を要請

# 学校の休業日

## ▶ 学校教育法施行規則第61条

- 公立小学校における休業日は、次のとおりとする。ただし、第三号に掲げる日を除き、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会（略）が必要と認める場合は、この限りでない。
- 一 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日
- 二 日曜日及び土曜日
- 三 学校教育法施行令第29条第1項の規定により教育委員会が定める日

# 感染症

## ▶ 学校保健安全法第19条

- **校長**は、感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。

## ▶ 学校保健安全法第20条

- **学校の設置者**は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる。



# 感染症？

## ▶ 学校保健安全法施行規則第18条

- ▶ 学校において予防すべき感染症の種類は、次のとおりとする。
- ▶ 一 第一種 エボラ出血熱，クリミア・コンゴ出血熱，痘そう，南米出血熱，ペスト，マールブルグ病，ラッサ熱，急性灰白髄炎，ジフテリア，重症急性呼吸器症候群（略），中東呼吸器症候群（略）及び特定鳥インフルエンザ（略）
- ▶ 二 第二種 インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く．），百日咳せき，麻疹，流行性耳下腺炎，風しん，水痘，咽頭結膜熱，結核及び髄膜炎菌性髄膜炎
- ▶ 三 第三種 コレラ，細菌性赤痢，腸管出血性大腸菌感染症，腸チフス，パラチフス，流行性角結膜炎，急性出血性結膜炎その他の感染症
- ▶ 2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第七項から第九項までに規定する**新型インフルエンザ等感染症，指定感染症及び新感染症**は，前項の規定にかかわらず，第一種の感染症とみなす。

# 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第七項から第九項

- ▶ 7 この法律において「新型インフルエンザ等感染症」とは、次に掲げる感染性の疾病をいう。
  - 一 新型インフルエンザ（新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。）
  - 二 再興型インフルエンザ（かつて世界的規模で流行したインフルエンザであってその後流行することなく長期間が経過しているものとして厚生労働大臣が定めるものが再興したものであって、一般に現在の国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。）
- ▶ 8 この法律において「**指定感染症**」とは、既に知られている感染性の疾病（略）であって、第三章から第七章までの規定の全部又は一部を準用しなければ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるものとして政令で定めるものをいう。
- ▶ 9 この法律において「新感染症」とは、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

# 新型インフルエンザ等対策特別措置法

- ▶ 第一条 この法律は、国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、かつ、これにかかった場合の病状の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあることに鑑み、新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画、新型インフルエンザ等の発生時における措置、新型インフルエンザ等緊急事態措置その他新型インフルエンザ等に関する事項について特別の措置を定めることにより、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号。以下「感染症法」という。）その他新型インフルエンザ等の発生の予防及びまん延の防止に関する法律と相まって、新型インフルエンザ等に対する対策の強化を図り、もって新型インフルエンザ等の発生時において国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的とする。

## 新型インフルエンザ等対策特別措置法（cont.）

- ▶ 2020年3月13日に同法を改正（同14日施行）
  - ①法の対象に新型コロナウイルス感染症を追加
  - ②新型コロナウイルス対策として、内閣総理大臣による「緊急事態宣言」を可能に（都道府県知事が外出自粛や学校の使用制限措置等を要請できる）

# 新型インフルエンザ等対策特別措置法改正

## ▶ 附則第一条の二

- ▶ **新型コロナウイルス感染症**（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。第三項において同じ。）  
については、**新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律**（令和二年法律第 号。同項において「改正法」という。）の**施行の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日までの間は、第二条第一号に規定する新型インフルエンザ等とみなして、この法律及びこの法律に基づく命令（告示を含む。）の規定を適用する。**

## 休校による影響？

- ▶ (2020年3月13日までは) 内閣総理大臣の要請した「全国一律の休校」に法的根拠(強制力)はなかった。
  - 設置者管理主義(「地方自治」)との関係？
  - 教育を受ける権利(憲法第26条第1項)等への制約？
  - 教育内容の不消化？

# 休校による影響？ (cont.)

## ▶ 卒業式等の中止

### ■ 学校教育法施行規則

- ▶ 第57条 小学校において、各学年の課程の修了又は卒業を認めるに当たっては、児童の平素の成績を評価して、これを定めなければならない。
- ▶ 第58条 校長は、小学校の全課程を修了したと認められた者には、卒業証書を授与しなければならない。

### ■ 学習指導要領（特別活動）

- ▶ 儀式的行事（「卒業式」の記述なし）
- ▶ 「学校生活に有意義な変化や折り目を付け、厳粛で清新な気分を味わい、新しい生活の展開への動機付けとなるようにすること。」